

審査基準整理票

処分名	公人屋敷の行為の許可		
根拠法令名	大津市公人屋敷の管理運営に関する規則 (平成17年条例第66号)	(条項) 第4条	
基準法令名	大津市公人屋敷の管理運営に関する規則 (平成17年条例第66号)	(条項) 第5条	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市公人屋敷の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）第4条に規定する市長の許可基準は、次に掲げる全ての事項を満たすこととする。</p> <p>(1) 本市の観光振興に寄与するものであること。 (2) 規則第5条各号に掲げる行為をするおそれがないこと。</p>			

【根拠法令】

大津市公人屋敷の管理運営に関する規則

(行為の制限)

第4条 公人屋敷においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 業として写真を撮影すること。

【基準法例】

大津市公人屋敷の管理運営に関する規則

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公人屋敷の施設若しくは備品又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食をしないこと。
- (4) 公人屋敷の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。